

専決処分

[改訂 平成18年11月]

地方公共団体の行財政運営は、当該地方公共団体が法令上認められた権限に基づき自らの判断と責任において意思決定を行い、これに従ってなされている（自治法2②）。そして、地方公共団体の意思決定のうち、重要なものについては、当該地方公共団体の議会の議決によることとされている（自治法96①）。

議会の議決によるべきこととされている事項は、当該地方公共団体にとって非常に重要と考えられる事項であるため、例えば議会内の会派間の対立等の事情によって議決が得られない事態が生じた場合、当該地方公共団体の行財政運営に対する影響は非常に大きなものとなる。

このことから、自治法は議会が正当な理由がないにも係わらず議決すべき事件を議決しない場合は、長が当該事項を専決処分して、これに基づいて事務を処理することができるものとしている（自治法179①、これを単に「専決処分」という。）。

また、自治法上、議会の議決によるべきこととされている事項でも、当該地方公共団体にとっては軽易な事項であると考えられるもの、数量又は金額によってその重要性が異なってくるものなどについては、当該地方公共団体の実情に即して長限りで事務を処理することを認めてもよいと考えられるところから、これらの事項についても議会の議決により長の専決処分事項として指定することができるものとしている（自治法180①、以下、これを「委任専決処分」という。）。

専決処分事由

自治法第179条第1項において、地方公共団体の長が専決処分することができるとしているのは次の場合である。

- 1 議会が成立しないとき

- 2 自治法第113条ただし書の場合においてなお議を開くことができないとき
- 3 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議を開くことを招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき
- 4 議会において議決すべき事件を議決しないとき

〈「**議会が成立しないとき**」とは〉

議会が成立しているとは、議会の在任議員の数が当該議会の議員定数の2分の1を超えており、議会が招集されれば、当該在任議員が出席して適法に議会活動を行い得る状態にあることをいうものである。

したがって、「議会が成立しない」とは、議会が招集されても、議会の在任議員の数が議員定数の2分の1以下であるため応招議員数が絶対的に定足数（自治法113）に達せず会議が開けない場合、あるいは、議会がいったん開かれた後に議員の辞職等によって在任議員数が議員定数の2分の1以下となったために会議が開けない場合など、当該議会の在任議員数が定足数である議員定数の2分の1に達しないために、そもそも当該議会が、法律上、議会として適法に活動する能力が備わっていない場合をいう。

〈「**第113条ただし書の場合においてなお議を開くことができないとき**」とは〉

通常の場合、議会の会議は自治法第113条本文の規定により、議員定数の2分の1以上の出席議員がなければ開けないが、同条ただし書の規定は、出席議員数が議員定数の2分の1以下でも会議を開ける特例について規定している。

「第113条ただし書の場合においてなお議を開くことができないとき」とは、この特例規定を適用しても会議を開けない場合をいうものであり、このような場合には、議会としてもはや会議を開いて議決すべき事件を議決できない状態にあると考えられることから、長が専決処分できるとしているものである。

自治法第113条ただし書において、定足数以下の出席議員でも会議を開くことができる場合として規定しているのは、次の場合である。

- ア 自治法第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき
- イ 同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき
- ウ 招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告して

も

(ア) なお、半数に達しないとき

(イ) 半数に達してもその後半数に達しなくなったとき

これらによっても会議を開くことができないときとは、具体的には、自治法第113条ただし書の規定に該当する会議への出席議員数が議長を除いて2名以下の場合である。すなわち、議会は合議体であり、複数の者が意見を交わして合議体としての意思を形成していくことを予定しているものであるから、会議を主宰する議長の他最低2名の出席議員を要するものと考えられることから、この合議体としての最低要件をも満たしていない場合は、たとえ自治法第113条ただし書の規定を適用しても会議が開けないと考えられるわけである。

〈「長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とは〉

地方公共団体は多種多様な事務を処理している。例えば、災害復旧事業に係る応急復旧事業のごとく急を要する契約案件のような場合には、議会を招集して当該案件に係る議決を得て契約するのでは時期を逸することとなることが明らかであると考えられることから、このような場合には、長において専決処分することができるものとしているものである。

議会の招集は開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までに告示すべきものとされているが（自治法101②本文）、急施を要する場合はこの限りではないとされている（自治法101②但書）。議会の招集は地方公共団体の長が行うものとされ（自治法101①）、また、急施を要する場合はすぐにでも議会を招集できるのであるから、長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるというようなことは余り考えられないともいえる。

したがって、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」とは、自治法第101条第2項但書の規定によって議会を招集する場合でも、少なくともすべての議員が開会日までに参集できる時間的余裕を以て招集しなければならないものと解されていることから、この時間的余裕がないと考えられる場合である。

〈「議会が議決すべき事件を議決しないとき」とは〉

「議会が議決すべき事件」とは、議会が議決をする権限を有する事件であり、長がその職務を執行するうえにおいて法令上又は事実上その議決が必要であると解されるものは一切含まれる。したがって、議会において行われる選挙などのように議会が議決権限を有するものではあっても、長の職務執行上、法令上又は事実上議決される必要のないものは含まれない。このことから、条例の制定改廃、予算その他の自治法第96条第1項各号の事件、同意、その他法令により議会の権限とされている事項は一切含まれるが、議会において行う選挙、長に対する不信任議決、自治法第99条の意見などは含まれない。

「議決しないとき」とは、上記1から3までの専決処分のできる事由により議会の議決が得られない場合以外の事由によって議決が得られない場合の一切の場合をいう。

したがって、議決が得られない原因が、議会が故意に議決をしない場合はもちろん外的事情に基づく場合も含まれる。例えば、議会が長提案の議案を議決しない旨の意思を明確にして当該議案を長に返付したとき、会期の定めがあるにもかかわらずいたずらに会期を空費して法定の期間又は相当の期間内に議決をしないとき、会期を定めなくて故意に議事を遷延させて法定の期間又は相当の期間内に議決をしないときなどの議会が故意に議決しない場合、議会開会后天災地変等のため、法定の期間又は相当の期間内に議決が得られない場合等が考えられる。

〔地自実七七〕
②

行政実例

○提出案の否決と議決すべき事件を議決しないとき

否決ハ議決ノ一種ナルヲ以テ会議ニ於テ否決シタル場合本条ニ所謂議決スヘキ事件ヲ議決セサルモノト云フコトヲ得ス

○第179条と歳入出決算の報告

府県ノ歳入出決算報告ハ単ニ報告ヲ為スニ止マリ別ニ施行ヲ要スルモノニアラサルヲ以テ府県会カ可否ヲ議決セサルトキト雖モ府県制第85条（地方自治法上では第179条）ニ依ルヘキモノニアラス

○議決しないとき

第179条〔第3項〕ニ議決スヘキ事件ヲ議決セストアルハ府県会

三二九の二六

〔若ハ府県参事会〕ニ於テ議決セサルノ意思ヲ明ニ表示シタル場合
ニ止マラス仍初ヨリ議案ノ議事ニ着手セスシテ終ニ会期ノ尽キタル
場合ヲ云フ

○議決と選挙

本条〔第179条〕ノ議決トアル中ニハ選挙ハ包含セス

○府県会でその付議された議案を議決しない場合

議案ヲ議決若クハ議了セサル場合ニ於テハ其ノ議決ヲ得ルニ至ル
マテノ間幾度ニテモ府県会〔若ハ府県参事会〕ヲ招集シ之ヲ附議ス
ルモ妨ケナシ但シ招集二回以上ニ涉リタル為メ事件急施ヲ要シ竟ニ
府県会〔若ハ府県参事会〕ヲ招集スル暇ナキニ至リタルトキハ府県
知事ハ府県制第86条（地方自治法は179条）ニ依リ其ノ議決ニ付ス
ヘキ事件ヲ専決処分スルコトヲ得ルモノトス

○「議決すべき事件」の意義及び処分の承認が得られない場合の効力

（昭和22.11.29.地発乙第885号
各都道府県知事宛 地方局長通知のうち）

問 第179条において地方公共団体の長は、議会が議決すべき事件
を処分することができるように定められているが、右の議会が議
決すべき事件は、第96条各号の事項をさすものと解してよいか。
また、地方公共団体の長が議会の議決すべき条例の制定、改廃を
その処分によりこれをなし、次の議会において若しこれが承認が
得られないときは、首長の政治的責任が残るのは勿論であるが、
当該条例の制定、改廃の効力は将来に向って失効すべきものと解
さなければならないか。

答 前段お見込のとおり。後段は当該条例を議会が自ら修正し又は
廃止しない限り、たとえ不承認となった条例でも法律的効力に影
響はない。但し、第151条の規定又は裁判所の判決により違法の
条例として取り消されることはありうる。なお、政治的責任を長

が自らとる方法としては、議会の意向に従って、条例の修正又は廃止の案を提出するか自ら退職の手続をとるかいずれかであろうが、それをするかどうかは長の自由であるから、若しそのような措置をとらないときは、逆に議会が不信任の議決をなす等の方法により長の政治的責任を問うこととなるであろう。

○再議案件を議会が議決しない場合の措置

(昭和23.7.7.自発第513号
山形県総務部長宛 自治課長回答)

問1 再議に付しても議会がその審議を延期し議決しなかった場合、これに対する措置をどうするか。

2 審議を延期し議決しなかった場合、第179条第1項の規定により村長において取消処分を行いうるか。

答1 第179条第1項の規定により措置する。

2 1により承知されたい。

○「議会が議決すべき事件を議決しないとき」の認定

(昭和25.6.1.自行発第80号
山梨県総務部長宛 行政課長回答)

問1 議会が会期を定めず継続的に会議し、1カ月半も審議に着手せず若しくは議決に至らない提出議案については、第179条「議決すべき事件を議決しないとき」として専決処分ができるか。

2 右の場合、施行規程第40条第3項の「議会の同意」は、議決ないし決定すべき事件として専決処分ができるか。

答1 設問の事件の具体的な事情は明瞭を欠くが、議会が故意に議事を遷延してその議決すべき事件を議決しないものと明らかに認められるときには、長において専決処分することができる。

2 お見込のとおり。

○同伴

(昭和26.5.31.地自行発第143号
長野県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 議会がただちに議決しないとき、知事は、「議会において議決

すべき事件を議決しない」ものと認めこれを専決処分することができるか。

答 所問の「ただちに」の意義が明らかでないが、知事が第179条第1項の規定を適用しうるためには、具体的事情の下において客観的根拠に基づいて「議会において議決すべき事件を議決しないとき」が認定されるべきものである。

○招集に依らず又は成立せざるの意義

本条第1項ノ〔招集ニ応セストアルハ府県会議員若ハ府県参事会員ノ選挙ヲ完了シ其ノ組織成立スルモ会議ヲ開クニ足ルヘキ数ノ議員若ハ会員招集ニ応シ指定ノ日ニ参集セサルノ謂ヒニシテ〕其ノ成立セストアルハ現ニ在任セル府県会議員〔若ハ府県参事会員ノ数〕会議ヲ開クニ足ルヘキ数ニ充タサルノ謂セナリ

○町村会が成立しない場合と議員半数以上が裁判所に抑留された場合

町村制第75条（地方自治法は179条）ニ所謂村会成立セサルトキハ町村会議員全クナキカ又ハ定数ノ半数以上闕員アル場合ヲ云フモノニシテ議員ノ半数以上カ犯罪嫌疑ノ為メ裁判所ニ抑留セラレ為メニ会議ヲ開ク能ハサル場合ノ如キハ町村会ノ成立セサルモノト云フヲ得ス

○議事

市町村会議員半数以上同時ニ辞任シ残議員ニテ議決スルコトヲ得サル場合ニ於テ其ノ補欠選挙前至急ヲ要スル議事ハ〔179条ニ準シ〕処分ス可キモノトス

○市町村会成立せざるとき

市町村会成立セサルトキトハ現ニ在任セル市町村会議員ノ数会議ヲ開クニ足ル可キ数ニ満たサル場合ヲ謂フモノトス

○「議会を招集する暇がない」の認定

（昭和26.8.15.地自行発第217号
富山県総務部長宛 行政課長回答）

問 第179条の「議会を招集する暇がない」と認めるかどうかは長

の自由裁量か。

答 長の裁量によって決定すべきであるが、長の認定には客観性がなければならない。

○議員定数減少条例の専決処分の可否

(昭和38.4.10.自治丁行発第31号)
(愛知県総務部長宛 行政課長回答)

問1 住民から「町議会議員の定数を減少する条例（法定数30名を22名とする内容のもの）」制定の直接請求が提出されたことに伴い、町長は3月27日に町議会を招集したが、その議会において当該請求に伴う条例案が審議されないまま町長不信任案が議決され3月31日に町議会解散となった。

このように議会が成立していない場合において、町長は、当該請求に伴う条例案を地方自治法第179条の規定により専決処分することはできないと思うがどうか。

2 1の議案と同内容の条例案を町長自ら提案し議会が1と同様の状況になった場合に町長は地方自治法第179条の規定により専決処分することはできないと思うがどうか。

答1 お見込のとおり。

2 お見込のとおり。

〔地自実七七〕②

参考実務事例

○議会が招集に応じないときと自治法第179条との関係

(事案) 議長が長の招集した会議を開かないときに、長は自治法第179条第1項の「議会が成立しないとき」に該当するものとして専決処分できるか。

(解釈) 自治法第179条第1項にいう「議会が成立しないとき」とは、議会が会議を開こうとしても法律上適法な会議を開くこと

三三一九の二〇

ができない場合、もっと具体的にいえば、当該議会の在職議員総数が議員定数の2分の1に達しないことにより会議を開けない場合をいうものであり、議長が会議を開かないという場合は該当しない。ただし、議長が正当な理由もなしに長が招集した会議を開かない場合は、これによって議会が議決すべき事件を議決できないわけであるから、結果的に自治法第179条第1項にいう「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に該当する場合もあり得ることに留意すべきものと考えられる。

○議長、副議長が難禁状態にあるときと自治法第179条第1項との関係

(事案) 議長及び副議長が議会内の会派の対立などにより、議長室に閉じ込められ、このために会議を開くことができないときは、自治法第179条第1項の「会議を開くことができないとき」に該当することとならないか。

(解釈) 自治法第179条第1項に規定する「会議を開くことができない」とは、「第113条ただし書の場合においてなお」議会を開くことができないときをいうものであり、具体的には議長の他当該会議への出席議員数が2名以下である場合であって、単に「会議を開くことができない」ということのみでは該当しないものである。

専決処分権者

専決処分権者は、地方公共団体の長である。したがって、長以外の委員会又は委員がその所管に属する事件について、専決処分することはできず、地方公営企業の予算その他業務の執行に関して議会の議決を要するものについて、地方公営企業管理者が専決処分を行うことは許されない。

専決処分

ただし、専決処分を行う権限は、長個人の身分に関して一身専属的に認められているものではなく、あくまで長の職務遂行上必要なものとして認められているものであるから、副知事、副市町村長などが、長の職務代理者たる地位に基づいて専決処分を行うことは差し支えない。

専決処分の対象となる議決の範囲

専決処分の対象となる議会の議決は、自治法第179条第1項に規定する「議会が議決すべき事件」と同意義であり、議会が議決をする権限を有する事件であって、長がその職務を執行するうえにおいて法令上又は事実上その議決が必要であると解されるものは一切含まれる。ただし、議会において行われる選挙などのように議会が議決権限を有するものではあっても当該議決が長の職務執行上、法令上又は事実上議決される必要のないものは含まれない。このことから、条例の制定改廃、予算その他の自治法第96条第1項各号の事件、同意、その他法令により議会の権限とされている事項は一切含まれるが、議会において行う選挙、長に対する不信任議決、自治法第99条の意見などは含まれない。

また、自治法第118条第1項の規定に基づく議会の選挙における投票に関する異議の決定、同法第127条第1項の規定に基づく議員の資格審査に関する決定などのような「議会の決定すべき事件」についても「議会の議決すべき事件」と同じく専決処分の対象となるものとされている（自治法179②）。

〔地自美七七〕
②

行政実例

○不議了事件

知事提案ノ事件多ク為メニ府県会ニ於テ会期内ニ議了スルコト能ハサリシ事件アルトキハ知事ニ於テ更ニ府県会ヲ招集シテ其ノ不議了ノ事件ヲ議決セシムルハ法律上別ニ妨ケナキトニ属セリ

○再議に付された議案を議会が議決しないときの処置

（昭和28.3.30. 自行行発第58号
全国都道府県議会議長会事務局長宛 行政課長回答）

三三一九の三三

問 第176条第1項及び第4項の再議につき、議会が長の異議は理由がないとか、前議決は違法又は越権の事由がないとして、再議決をしないことができるか。また、右の再議決をしないときは、長は専決処分をすることができるか。

答 前段、法律上そのようなことをすることはできない。なお、議会が設問の見解である場合は、再び同一の議決を行うべきである。

後段、お見込のとおり。

○境界変更に関する議決を専決処分すること

(昭和25.4.15.自連第4号
茨城県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第7条の規定による市町村の境界変更は関係市町村の申請に基き都道府県知事が議会の議決を経て定めることとなっており、この議決は適法要件であり且つ有効要件と思料されるが、一方第179条は専決処分の範囲を明定していない。よって市町村が境界変更につき施行期日をも議決して申請した場合にその期日が切迫して議会を開く暇のないとき、知事はこれを専決処分してさしつかえないか。

答 所問の件を知事が専決処分できるかどうかは、知事自らの判断にまつより外にないが、知事において議会を招集する暇がないことを客観的に認定できる場合はさしつかえない。

○国土総合開発法第10条第2項の都府県の同意

(昭和26.10.9.地自行発第314号
長崎県総務部長宛 行政課長回答)

問 第179条第1項の事由に該当する場合、国土総合開発法第10条に基く県の同意を知事において専決処分することができるか。

答 お見込のとおり。但し、その認定は客観的に妥当なものであることを要し、若しその認定を誤るときは、違法の措置となるか

ら、念のため。

○再議と専決処分との関係

(昭和27.4.4.地自行発第95号
鳥取県総務部長宛 行政課長回答)

問 第176条第1項及び第177条第2項第1号の規定に基き再議がなされた場合、すべて議決に至らず会期終了となったときにおいては、長はこれを第179条第1項の規定により専決処分することができるか。(事例、昭和26年度追加更正予算(義務的経費及び一般行政費を含む。)が昭和26年3月31日修正議決をみたが、議決と同時に再議に付され、そのまま審議中3月31日午後12時會期終了となった。再議については、第176条及び第177条の規定によって再議に付したものである。)

答 「第176条及び第177条の規定に基き」いかなる内容の再議がなされたのか「必ずしも」明らかでないが、適法な再議がなされたものとすれば、昭和26年度の予算は、昭和27年3月31日までに議決を要するものであるから、長において議会において議決すべき事件を議決しないものとして専決することは、第179条第1項の規定の適用のみからいえば法律上可能であると解する。但し、この場合における当該処分に基く予算の執行の能不能の問題は、別問題であるから、念のため。

○廃置分合の専決処分の可否

(昭和27.5.29.
富山県総務部長宛 行政課長電信回答)

問 甲町の一部を乙町に編入する申請を、各町議会選挙が終らないため、各町長職務執行者が第179条により専決処分できるか。甲町議会成立後第3項の承認が得られなかったとしても、知事の境界変更決定の処分の効力に影響はないか。

答 前段、後段ともに法的にはお見込のとおりであるが、事案の性質上議会成立のときを待つのが適当であろう。

○副知事選任の専決処分の可否

(昭和28.1.28.自自行発第21号
福岡県総務部長、議会事務局長宛 行政課長回答)

問 議会において否決された副知事の選任につき同意を求める事件について、知事は専決処分はできないと思うがどうか。

答 お見込のとおり。

○財政再建計画等の議案と専決処分

(昭和31.3.25.
新潟県議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 財政再建促進法に基く再建の申出及び再建計画の議案については長の専決処分はできないと思うがどうか。

答 電照の件地方自治法第179条に該当する場合は法律上はできるが、事柄の性質上慎重を期すべきである。

○不信任議決と再議の関係

(昭和32.9.3.自自行発第153号
石川県総務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第176条第4項の再議につき、前議決は違法又は越権の事由がないとして議会は再議決しないことができるか。又再議決(今回の事例は長の不信任議決である。)をしないとき長は専決処分をすることができるか。

答 前段再議に付された以上、前の議決はその効力を生じないので再議決が必要である。

○議員定数減少条例の専決処分の可否

(昭和38.4.10.自治丁行発第31号
愛知県総務部長宛 行政課長回答参照)

前掲「専決処分手由」参照

判 例

○普通地方公共団体の長のした専決処分に地方自治法第179条第1項所定の要件を欠く瑕疵があっても、後に議会の承認があれば右瑕疵は治癒される

(名古屋高裁、昭和55.9.16.判決・昭和54(行コ)4、行裁例集31巻9号1825頁)

○町村長の専決処分とその職務権限

(大審院、大正8.10.9.判決・大正8(オ)740、民録25輯1783頁)

町村会ノ議決スヘキ事件ニ付キ町村制第76条第1項(地方自治法は179条)ノ規定ニ基キ町村長ノ専決処分ニ依リタル旨ノ主張ナキ以上ハ一般ノ原則ニ依リ其ノ職務権限ヲ律スヘキハ当然ナリ

○町長職務執行者が専決でした町条例公布処分の失効確認を求める訴の適否

(岡山地裁、昭和31.1.17.判決・昭和30(行モ)7、行裁例集7巻1号105頁)

町長職務執行者が地方自治法第179条第1項により専決でした町条例公布処分が失効したことの確認を求める訴は、右条例の内容が原告の権利義務に直接かつ具体的な法律効果を及ぼすものでないかぎり、右専決処分をもって抗告訴訟の対象となる処分となすを得ないから、不適法な訴として却下を免かれない。

○市町村長は専決処分によって市町村道の路線の認定をすることができるか

(福島地裁、昭和43.3.18.判決・昭和42(ワ)254、行裁例集19巻3号399頁)

道路法および地方自治法は、市町村長のする市町村道の路線の認定につき、専決処分により行なうことを制限する規定をおいていないし、それが許されないと解すべき特段の事情はないから、市町村長は専決処分によって路線の認定をすることができるかと解すべきである。

〔地自集七七〕
②

三二一九の二六

専決処分の手続

専決処分の手続については、自治法上特に規定を置かれていないが、専決処分を行う場合、まず、地方公共団体の長が、当該案件について自治法第179条第1項に規定する専決処分事由が存在するか、存在するとすればどの専決処分事由のどれに該当するのかについて確認をし、そのうえで長が専決処分する旨の意思決定を行うこととなる。

長の専決処分は、専決処分の根拠法令である自治法第179条第1項の規定により、当該案件を専決処分に付する旨の文言、専決処分に付する案件名、専決処分した日時及び専決処分権者である長の職氏名を文書をもって明らかにしておかなければならない。

専決処分の効果

専決処分とは、法令上議会の議決事項とされているにもかかわらず、長が議会の議決を得ないで処分することであり、それが自治法第179条第1項の規定に基づいて行われたものである限り、当該処分は議会の議決を得て行われたものと同様に適法かつ有効とされる。

長の権限に属する事件について専決処分が行われたときは、議会の意思決定に代わる意思決定とその執行との両方が行われたことになり、これに対して、長以外の執行機関、例えば、教育委員会、公安委員会等の権限に属する事件について専決処分が行われたときは、議会の意思決定に代わる意思決定のみが行われたこととなる。

なお、長による専決処分事由に該当することとなるか否かの認定は、いわゆる自由裁量ではなく法規裁量であり、客観的にも該当するものでなければならぬと解されていることから、長の認定が客観的に誤っていることが明らかな場合は、当該処分は違法な処分となると解されている（昭26.5.31行実）。

職員の資格決定処分について長の専決処分が行われ、これによって議員が権利を侵害された場合には、自治法第255条の3の規定に基づき審決の

申請ができるものと解される。

行政事例

○「議会在議決すべき事件を議決しないとき」の認定

(昭和26.5.31.地自行発第143号
長野県議会議務局長宛 行政課長回答)

問 議会在ただちに議決しないとき、知事は、「議会在において議決すべき事件を議決しない」ものと認めこれを専決処分することができるか。

答 所問の「ただちに」の意義が明らかでないが、知事が第179条第1項の規定を適用しうするためには、具体的事情の下において客観的根拠に基いて「議会在において議決すべき事件を議決しないとき」が認定されるべきものである。

専決処分の報告・承認

自治法第179条第1項の規定によって長が専決処分を行った場合は、長は次の議会在において議会在に報告して、その承認を求めなければならないとされている(自治法179③)。本条の専決処分については、自治法第180条の規定に基づく委任専決処分と異なり、専決処分することについてあらかじめ議会的了解を受けていないことから、単に議会在に報告するのみではなく、その承認をも得なければならないとされているわけである。

長から専決処分の報告・承認を求められた場合、議会在は当該専決処分を承認するか否かを決定する議決を行うこととなるが、議会的承認を得られなかった場合においても、当該専決処分の効力には影響がないと解されている(昭21.12.27、昭22.11.29、昭26.8.15行実)。ただし、議会的不承認の理由が、長が専決処分したこと自体を否定するものではなく、当該処分の内容について不満があつて不承認としているときは、長の政治的責任が残ることとなる。

また、専決処分の報告をし承認を得るのは、次の会議までとされている

が、ここにいる「次の会議」とは、当該専決定処分をした後に開かれる最初の会議の意であり、この中には臨時議会も含まれる。

行政実例

○町村長の専決処分と次会議での報告

臨時急施ヲ要スル事件ニ付キ町村会不成立ノ為メ町村長ニ於テ本条ニヨリ専決処分シ次回ノ町村会ニ報告シタルニ町村会ニ於テ之レヲ否決シタルトキト雖モ町村長ハ唯タ町村会ニ報告スレハ足ルモノナリ

○長の専決処分が議会の承認を得られなかった場合の効力

(昭和21.12.27.地発乙第641号
各地方長官宛 地方局長通達のうち)

問 市町村長の専決処分の結果の報告が議会の承認を得られなかった場合その処分の効力はどうなるか。

答 専決処分の効力には影響ない。市町村長の政治的責任が残るだけである。

○専決処分の承認が得られない場合の効力

(昭和26.8.15.地自行発第217号
富山県総務部長宛 行政課長回答)

問 長の専決処分が議会の承認をえられなかった場合の効力。

答 法律上、処分の効力には影響がない。

○議員の任期満了と専決処分の取扱

(昭和34.4.22.自丁行発第64号
神戸市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 法第109条第5項により常任委員会が専決処分の事後承認案を審査中議員の任期が満了した。この場合専決処分の事後承認案は改選後の議会に長より再び提出される要があるか。もし提出する要ありとすれば改選後初の議会でなければならないか。

答 前段、再び議会に報告し、その承認を求める必要はないものと解する。

後段、前段により承知されたい。

参考実務事例

○不承認事件の効力を維持する理由

(事例) 議会において承認を得られなかった専決処分でも有効であり、その効力は議会が承認することを否決した後も維持されると解されているが、その理由は何か。

(解釈) 自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分は、議決機関である議会がその本来の職責を果たし得ない場合又は果たさない場合に長が補充的に議会に代わってその機能を果たすものであり、かつ時間的にも猶予することが出来ない場合に処分するのであるから、議会の承認が得られないために当該専決処分が無効になるとすれば、既に当該処分を受けた者の利益を害し、行政の安定を損ない、当該処分の目的を達成することも不可能となる場合も考えられるなど、本条制定の趣旨が全く没却されることとなるからである。

委任専決処分

- 1 委任専決処分とは、自治法第180条第1項の規定により、長が議会の委任を受けて「議会の権限に属する軽易な事項」について、議会に代わって意思決定をし、これに基づいて処分することをいうものである。
- 2 委任専決処分は議会の権限に属する事項のうち、軽易なものに限られる。このことから、当該権限を議会に属せしめている法令の趣旨がもつぱら議会自らがこれを行うことを予定しているもの、あるいは議会がその意思又は意見を表明するものでなければ意味をなさないものなどは委任できないと考えられる。したがって、議会における選挙、決定、議会の

同意、意見書の提出（自治法99②）、諮問の答申（自治法206④、229④、231の3⑦、238の7④、243の2⑫、244の4④、291②）、請願の採択、証人喚問（自治法100①）などは委任できないと解される。これらの事項は、そもそも事の軽重を定めることが困難であり、また、議会において議決する例もそれほど多くはないことからして、これを長に委任する必要性も余りないといえる。

なお、特に議会が行うものとされている決定については、それが事実の確認又は法規の適用を内容とする一種の裁判行為であり、その性質上慎重にして誤りなきを期すために合議体である議会の権限に属せしめられていることからして長に委任することは認められないと解されている（昭4.10.12内務省決定）。

- 3 議会が長に委任する場合は、議会がその議決により委任事項を指定するが、この場合における委任事項の決定に関する提案権は議員に専属し、長は議長に対して事件を指定して議決することを依頼できるのみである（昭30.12.17行実）。また、議会が委任事項を議決により決定する場合、当該事項が軽易な事項であるか否かをも判断して行うこととなるが、この判断はいわゆる自由裁量ではなく、委任する事項は客観的にも軽易なものでなければならない。
- 4 議会が長の専決処分に委ねたものについては、議会の権限を離れて長の権限となる。したがって、当該委任事項について議会が議決しても、それは無権限な議決であり、無効である。
- 5 長が委任事項について専決処分したときは、これを議会に報告しなければならないものとされている（自治法180②）。報告すべき時期について特に規定されていないが、原則として、当該専決処分を行った後、最初に開かれる定例会又は臨時会において報告すべきものである。

行政実例

○知事の専決処分にまかすうる範囲

（昭和5年2月内務省決定）

問 府県制第87条（地方自治法は第179条）ハ府県会ノ権限ニ属スル事項ヲ知事ニ委任シ専決処分セシムルコトヲ得ト改正セラレタル

が茲ニ処分ハ自治法規ノ制定権ヲ含ミ從テ〔府県制施行令第43条、第44条等〕条例ヲ以テ規定スベキ事項ヲモ委任シ得ルモノト解スルハ妥当ナラザルガ如ク考ヘラルモ、實際ノ行政ヨリスレハ其ノ一部ヲ委任シ得ト解スルヲ便宜トス然シ便宜如何ニ拘ラズ同条ノ趣旨ハ法規ニ関スル事項ハ素ヨリ条例ヲ以テ規定スベキ事項ハ委任ノ限リニ在ラズト解セサルベカラサルヤ（神奈川県）

答 議決ニ依リ府県知事ニ於テ専決処分ヲ為スハ輕易ナル議決事件ニ限ルヲ妥当トスベク条例ノ設置廃止ノ如キ事項ヲ委任スルガ如キハ性質上適當ナラサル義ト存ズ

○長の予算執行及び専決処分

（昭和24.12.1.自行発第38号
岐阜県総務部長宛 行政課長回答）

問 議会で議決した議決事項を理事者が執行する場合に、法理上理事者の自由になしうべき権限であるが、専決処分としては岐阜市は金額20万円以内の支出は専決として執行し次に議会に報告するのみにて、更に1回20万円とあるにより、2回40万円、3回60万円の専決をなす実例があり、しかも専決事項の報告に対し市議会において異議があつても事後ゆえ結局これを規正することは不能である。このような脱法行為は理事者にのみ自由奔放な点が多く弊害が多い。

議会は議決すれば以後は理事者に放任して無関心にあるのは議会が議決した職責を顧みないものとも断ぜられる。

市議会は予算を議決し条例を議決するが、理事者が執行する金銭の出納は（購買のみ）一応合法的に行われても、物品の売却、廃棄等はすこぶる奔放に流れ、その間不正が発生するケースが多い。この物品出納経理を厳格にする方法はないか。あればその法規何条を適用すべきか。

答 第232条第2項（現行法では第232条の4）による収入役の支

出命令審査の徹底の実施、議会又は監査委員による監査（第98条、第199条等）及び会計検査（第240条（現行法では第235条の2）等の励行にまつべきである。

○条例により権限を市長に包括委任することの可否

（昭和25.9.16.自行発第213号
静岡市議会事務局長宛 行政課長回答）

問 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の市民税及び貧困により生活のため公私扶助を受ける者の所有する固定資産税の減免につき、市税賦課徴収条例によりその権限を市長に委任することは、地方税法第323条及び第367条に違反しないか。もし条例を議決すれば、これは当然第180条の規定により単行議決が正当と思うかどうか。

答 前段、違法ではないが、市長への包括委任は適当でないから、具体的に基準を示して委任すべきである。後段、前段により承知されたい。

○損害賠償の額を定める場合の議会の議決と長の専決処分

（昭和26.10.15.地自行発第330号
静岡市議会事務局長宛 行政課長回答）

問1 第96条第1項第11号（現行法では第13号）に規定する法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、市消防職員が誤って交通事故を起したが、当事者（市当局及び被害者）間に、市当局から被害者に対し医療費及び見舞金を贈ることにより示談となった場合、これら2件の金額の決定については、その金額の多少にかかわらず法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることとして、当然議会の議決を必要とするか。

2 右の事由の有無にかかわらず第180条第1項の規定に基づき、一定の金額を限度としてあらかじめ議決により特に指定

し、その範囲内において長に専決処分させることができるか。

答1 医療費及び見舞金が損害賠償のためのものであるときはお見込のとおり。

2 お見込のとおり。

○知事の専決処分事項の範囲 (昭和26.10.24.地自行発第346号
長野県総務部長宛 行政課長回答)

問 当県の場合は、「議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例」により議会の議決を要するものとされている事項を、事務処理上の必要から第180条により議会の指定議決に付し、これを知事の専決処分としたいが、第179条との関連もあり、これの取扱の適否について承りたい。

答 所問の条例により議会の議決事項とされているものを、更に議会の議決により知事の専決処分とするのは、一般的には適当であるとはいえないが、個別的事件について、やむを得ない事情があればさしつかえないものと解する。

○長の専決処分権と公営企業管理者の権限との関係

(昭和27.12.17.自行行発第160号
東京都総務局文書課長宛 行政課長回答)

問1 第96条第1項第11号（現行法では第13号）に関する軽易な事項を、第180条第1項により、長の専決処分に移した場合においては、地方公営企業に関して生じた損害賠償についての執行の権限はその管理者に属するが、その損害賠償額の決定については右による長の専決処分権に属し、長は損害賠償額を自ら決定することができるかと解してよいか。

2 1のとおりとするならば、長はその権限を更に第153条によって地方公営企業の管理者に委任することができるか。

答1 お見込のとおり。

2 できない。

○請負工事に関する紛争の処理 (昭和34.10.23.自庁行発第150号
建設大臣官房建設業課長宛 行政課長回答)

問 建設省の附属機関である中央建設業審議会では、官公庁が建設工事を請負に附する場合の標準請負契約約款を制定して、その採用を各官公庁に勧告しているが、すでに都道府県においても広くこの約款に準じた契約規程の制定をみている。ところで、同約款中の紛争の解決条項（別添約款第43条参照）については、地方自治法第96条第1項第10号（現行法では第12号）の規定との関連もあり同条項を一般に都道府県の契約約款に採り入れることの是非に関して疑義があるので、下記の諸点について、貴見を御回報願いたい。なお、建設工事紛争審査会は、裁判所の民事裁判にくらべ敏速かつ専門的に紛争の解決にあたる機関であって、建設省及び各都道府県に設置されている。また、建設工事の請負契約に関する紛争の解決方法については、あらかじめ契約条項においてこれを定めておくことが、紛争の敏速な解決のため極めて有利であると考え。

- 1 地方公共団体が建設工事の請負契約を締結する場合の契約条項として、あつせん、調停又は仲裁による紛争解決の方法を定めておくことについてあらかじめ包括的に議会の議決を得ることの可否
- 2 地方自治法第180条第1項の規定により、知事の専決処分として、議会の議決による指定を受けて、この紛争解決の方法を契約条項に記載することの可否
- 3 建設工事の請負契約に関する紛争解決の方法を契約条項に記載することは、一般的に、地方自治法第180条第1項中の「軽

易な事項」と解し得ないか。解し得ないとすれば、本問題についてどのていどの範囲まで「軽易な事項」と考えるべきか。

答1ないし3 設問の「契約条項」の意義が明らかでないが、地方公共団体が発注する請負工事の契約内容を定型化した不動文字の文言を意味するものとするれば、それを議決することをもって個々の請負工事にかかる紛争のあつせん、調停又は仲裁に関する地方自治法第96条第1項第10号（現行法では第12号）の規定による議決に代えることはできない。地方公共団体の議会が、当該地方公共団体が発注する請負工事にかかる紛争のあつせん、調停又は仲裁に関する同条同項同号の規定による議決事件のうち軽易と認める事項を、あらかじめ包括的に指定する議決をすることはさしつかえないが、軽易な事項であるかどうかは当該地方公共団体の規模、請負金額の多少、請負工事の内容等の具体的な事実在即し総合的かつ、客観的に判断すべきものである。

○契約の変更に関する委任議決の方法

（昭和37.4.10.自丁行発第15号
愛知県議会事務局長宛 行政課長回答）

問 本県の「県有財産の取得管理および処分ならびに契約に関する条例」第4条は、地方自治法第96条第1項第9号（現行法では第5号）にもとづき一定の金額以上の工事の請負の契約を結ぶ場合においては、議会の議決を経ることとしているが、工事の一部設計変更にとまなう請負契約金額の増減を予想し、次のような議案としても違法と解することができないと思うがどうか。

第何号議案

工事請負契約の締結について

つぎのとおり工事請負契約を締結するものとする。ただし、設計変更にとまなう必要があるときは、請負契約金額の2割以内におい

て変更することができる。

昭和何年何月何日提出

知 事 名

記

- 1 工 事 名 臨海用地対策事業何号地土地造成工事
- 2 工 事 場 所 何郡何町地先
- 3 工事の概要 護岸延長何メートル 埋立土量何立方メートル
- 4 請負契約金額 2,535,000円
- 5 請負契約者 何建設株式会社取締役社長 何何
- 6 契約の方法 何名の指名競争入札

説 明

この案を提出するのは、土地造成工事施行のため必要があるからである。

答 設問の議案中のただし書きの部分は、地方自治法第180条第1項の規定により、長の専決処分事項として指定すべきものである。

○議会における異議申立ての諮問の議決を専決処分事項として指定することの可否 (昭和38.11.12.自治庁行発第77号
東京都総務局総務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第206条第4項、第215条第4項（現行法では第238条の7第4項）、第224条第4項（現行法では第229条第4項）または第225条第8項（現行法では第231条の3第7項）の規定に基づく諮問に対する議決について、議会は、その範囲を限定して、同法第180条第1項の規定により、団体の長の専決処分事項として指定する議決をすることができるか。

答 できない

○組合規約の変更の協議に関する議会の議決と専決処分

(昭和40.9.24.自治行第123号
全国市町村職員退職手当組合連合会長宛 行政課長回答)

問 A市(町村)の加入する市町村職員退職手当組合に当該A市(町村)以外の市町村があらたに加入し、又は脱退する場合のA市(町村)と関係市町村との協議についてA市(町村)議会においてこれを地方自治法第180条第1項の規定に基づき軽易な事項として専決処分の対象として指定することは差し支えないと思うがどうか。

答 お見込みのとおり。

○委任議決の提案権

(昭和30.12.17.
北海道議会事務局局長宛 行政課長電信回答)

問 第180条の提案権は、長にもあると思うがどうか。

答 長は、議長に対して事件を指定して議決を依頼することができる。

○議会の委任による専決処分と報告時期

(昭和31.4.2.
佐世保市議会事務局局長宛 行政課長電信回答)

問 自治法第180条により市長の専決処分の事項を指定するとき、市長は次の議会に報告しなければならないと期限を付して指定することは適当でないと解するがどうか。

答 電照の件第180条の専決処分についても次の会議において議会に報告することが法意と解せられる。

○専決処分指定事項の廃止の可否

(昭和35.7.8.自治丁行発第6号
宮城県議会事務局局長宛 行政課長回答)

問 長提案になる専決処分事項の指定についての議案を議決したが、それが処分されないまま経過し、且つ、諸般の情勢により取消しする必要が生じた場合、議会は、先になした専決処分事項の指定を取消しする議決ができると思うがどうか。

答 設問の趣旨が明らかでないが、議会は、将来に向って指定を廃

止する旨の議決をすることはできるものと解する。

○条件付専決委任

(昭和22.11.29.地発乙第885号
各都道府県知事宛 地方局長通知)

問 議会において知事が専決処分することのできる軽易な事項を議決するとき、その事前に常任委員会の審査を受けなければならないことを条件としたときは、別にこれに関し特別の議決をしなくても第109条第6項の特に付議された事件（現行法では付議された特定の事件）として、議会閉会中委員会で審議してよいか。

答 右のような条件を付した専決事項の委任は違法である。また第109条第6項の議会の議決により特に付議された事件（現行法では付議された特定の事件）とは、具体的に指定して議決された事件を意味し、右のような議決は、同項の議決に該当しない。

○専決処分の委任に条件を付することの可否

(昭和37.7.4.自丁行発第51号
山梨県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第180条の規定により既に議会で指定した事項について、

- 1 「閉会中に限り専決することができる」ものとして、新たに条件を付することは差し支えないか。
- 2 同条第1項には、「、、これを専決処分にすることができる」とあり、従って指定されている事項を専決処分するか否かは、長の自由裁量に任されるから、長が必要と認めた場合は、議会の議決に付することができるかと解してよいか。

答 1及び2 できない。